

産地生産基盤パワーアップ事業（生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 静岡県

Ⅱ 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

本県農業を成長産業として確立するためには、茶業・水田・果樹・野菜・花きの産地が創意工夫し、地域の強みを生かして、生産基盤の強化と新規就農者等への円滑な継承に取り組むことが必要である。

- ① 静岡県経済産業ビジョン2018-2021（農業・農村編）
- ② 静岡県農業振興地域整備基本方針
- ③ 静岡県農業基盤の強化の促進に関する基本方針
- ④ 静岡県農地中間管理事業の推進に関する基本方針
- ⑤ 静岡県茶業振興基本計画
- ⑥ ふじのくに茶の都しずおか構想及びふじのくに「茶の都しずおか」推進計画
- ⑦ 静岡県水田農業振興基本計画
- ⑧ 静岡県水田フル活用ビジョン
- ⑨ 静岡県果樹農業振興計画
- ⑩ 静岡県野菜振興計画
- ⑪ ふじのくに「花の都しずおか」推進計画

の方向性に即して、地域の担い手への生産基盤の継承に取り組む産地を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	
茶	各作物の基本要件は収益性向上対策に準ずる。
水稲、麦、大豆	○産地の成果目標 総販売額又は総作付面積の維持又は増加
果樹	○取組主体の成果目標 次に掲げる①から⑤のうちから1つ以上を選択する。
野菜	①輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 ②重点品目（実施要領別記3別紙12参照）の生産開始又は当該品目販売額の増加 ③生産コストの低減 ④労働生産性の向上 ⑤契約販売率の増加
花き類	※成果目標達成に向けた取組の内容については、収益性向上対策の各作物の基本方針に準ずる。 ○目標年度後も営農を継続することが確実と見込まれる地域の担い手に継承又は確実に継承することが見込まれるものであること。

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 本事業の推進・指導

産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係部局（農業局、農林事務所等）及び市町が連携し、推進・指導に当たるものとする。

(2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

産地パワーアップ計画については、各地域協議会が取組主体から提出された取組主体事業計画を産地パワーアップ計画に位置づけるか審査し、承認するものとする。ただし、1つの産地パワーアップ計画に複数の地域協議会が関連するものについては、関係する地域協議会で調整の上、代表となる地域協議会が産地パワーアップ計画を作成することを原則とする。各地域協議会から提出された産地パワーアップ計画については、各農林事務所て内容を十分精査した上で農業局に提出し、農業局で審査、承認するものとする。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件
水稲、麦、大豆	<p>○取組要件</p> <p>産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）（以下「実施要領」という。）の別紙4のIの1の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材</p> <p>別紙一覧に定めるとおりとする。</p>
野菜	
果樹	
花き類	

② 果樹園・茶園等の再整備・改修

対象作物	取組要件
茶	<p>○取組要件</p> <p>実施要領の別紙4のIの2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>なお、茶については、持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産物体制強化促進事業、果樹については果樹経営支援対策事業を優先的に使用するものとする。</p> <p>○補助対象機械及び資材</p> <p>別紙一覧に定めるとおりとする。</p> <p>○果樹等の改植等を行う場合の対象品目及び品種は収益性向上対策に準ずる。</p>
果樹	

③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件
茶	<p>○取組要件 業実施要領の別紙4のIの3の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材 別紙一覧に定めるとおりとする。</p>
水稲、麦、大豆	
野菜	
果樹	
花き類	

④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件
茶	<p>○取組要件 実施要領別紙4のIの4の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>なお、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知）別表2のIの2の（1）～（3）及びIIの2の取組と併せて実施する場合に限り対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材 別紙一覧に定めるとおりとする。</p>
水稲、麦、大豆	
果樹	
野菜	
花き類	

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件
茶	<p>○取組要件 実施要領別紙4のIの5の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材 別紙一覧に定めるとおりとする。</p>
水稻、麦、大豆	
果樹	
野菜	
花き類	

(2) 整備事業

実施要綱及び実施要領、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）（令和2年2月28日付け元生産第1694号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

1 計画申請時

(1) 整備事業

①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④既存ハウスの写真、位置図等、⑤新設ハウスの位置図、配置図、平面図、

⑥継承計画

(2) 基金事業

①農業用ハウスの再整備・改修

継承計画、見積書、既存施設等の写真・位置図等、新設ハウスの配置図・平面図等

②果樹園・茶園等の再整備・改修

継承計画、見積書、位置図等

③農業機械の再整備・改良

継承計画、見積書、既存機械の写真、再整備する機械のカタログ等

④生産装置の継承・強化に向けた取組

申請者の規約等

⑤生産技術の継承・普及に向けた取組

申請者の規約等

2 請求時

(1) 整備事業

・出来高設計書等

(2) 基金事業

・入札関係書類、発注書、請求書、納入書、リース導入に係る入札関係書類・契約書、借受証、納品書、領収書（支払済みの場合）、物件や資材の写真等

6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

(1) 下記のアから順に優先順位を設定する。

ア 施設等が継承者に譲渡されるまでの年数

1年以内…5ポイント 2年以内…4ポイント 3年以内…3ポイント 4年以内…2ポイント 5年以内…1ポイント

イ 取組主体の就農年数（新規就農者が取組主体となる場合）

1年以内…5ポイント 2年以内…4ポイント 3年以内…3ポイント 4年以内…2ポイント 5年以内…1ポイント

ウ 施行面積（施設面積）

21a以上…3ポイント 11a～20a…2ポイント 10a以下…1ポイント

エ がんばる新農業人支援事業出身者の経営面積の合計が3%以上増加

15%以上…5ポイント 12%以上…4ポイント 9%以上…3ポイント 6%以上…2ポイント 3%以上…1ポイント

オ メニュー

農業用ハウスの再整備・改修…5ポイント 農業用機械の再整備・改良…3ポイント 果樹園・茶園等の再整備・改修…1ポイント

(2) 同点の場合は、①(1)オのポイント、②成果目標ポイント、③面積数の高い計画から採択する。

7 取組主体助成金の交付方法

別に定める産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱（以下、「県交付要綱」という。）に基づき、県知事から市町長に対し補助金を交付する。市町長は取組主体に対し助成金を交付する。

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

《取組主体に対して、事業実施前に重要事項を地域協議会等を通じて周知》

- 契約に当たっての条件（交付要綱第29）
 - ・ 売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
 - ・ 上記により契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- 助成金の返納（実施要領別記3第13）
 - ・ 取組主体助成金を受けた後に産地生産基盤パワーアップ事業推進費補助金交付要綱、実施要綱及び実施要領に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。
- 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納（交付要綱第5の3）
 - ・ 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを返納しなければならない。
- 財産の管理等（交付要綱第18）
 - ・ 助成金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - ・ 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 財産処分の制限（交付要綱第19）
 - ・ 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とす
 - ・ 適正化法第22条の規定により財産の処分が制限される期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則第5条及び別表の規定により定める処分制限期間とする。
 - ・ 処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。また、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 取組主体事業計画の評価（実施要領別記3第16）
 - ・ 取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに、地域協議会長等に報告するものとする。
 - ・ なお、果樹の改植については、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

9 その他

--

生産基盤強化対策における補助対象機械及び資材

対象作物	補助対象機械及び資材
茶	<p>1 農業機械の購入及びリース導入による対象機械 乗用型摘採機（アタッチメントを含む）、乗用型管理機（アタッチメントを含む）、荒茶加工機、仕上茶加工機、その他茶の生産基盤強化等に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材等の導入等 被覆資材、生葉運搬機、スプリンクラーの資材、点滴施肥チューブの資材</p>
水稻、麦、大豆	<p>1 農業機械の購入及びリース導入による対象機械 トラクター、コンバイン、トラクターアタッチメント、水稻直播機、田植機、管理機、防除機、無人航空機、トレンチャー、ブーム、レーザー式均平作業機、畦塗機、乾燥調製用機械・設備、マニュアルスプレッダー等の土壌改良に必要な機械、その他稲作・麦・大豆作の効率化・合理化等に必要な機械・設備</p>
果樹	<p>1 農業機械の購入及びリース導入による対象機械 防除機、乗用管理機、クローラー等運搬用機械、肥料散布機、冷暖房設備、トレンチャー、スピードスプレーヤー、環状剥皮機、高所作業機、予冷库等の品質保持に必要な設備、その他果樹の収益力生産基盤強化等に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材等の導入等 パイプハウス・果樹棚・被覆資材等マルチ栽培導入の際の資材費、マルチ資材、点滴かん水資材、防風ネット用資材</p>
野菜	<p>1 農業機械の購入及びリース導入による対象機械 トラクター、トラクターアタッチメント、マルチャー、施肥機、播種機、定植機、管理機、防除機、収穫機、野菜運搬機、トレンチャー、補助暗渠用初穀充填機、サブソイラ、溝掘機、マニュアルスプレッダー等の土壌改良に必要な機械、ブームスプレーヤー、熱水等土壌消毒機、冷暖房設備、かん水設備、電照設備、乾燥機、養液栽培設備、環境制御機器（炭酸ガス発生装置、温湿度等自動制御機、モニタリング関連機器）等の単収向上及び省力化に必要な機械、調整・選別機（脱莢機、結束機、選別機、定量袋詰め機、皮むき機、洗浄機、根葉切り機等）、その他野菜の生産基盤強化等に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材等の導入等 パイプハウス（栽培用・育苗用）資材、収穫期を調整する栽培資材（支柱、被覆資材等）</p>
花き類	<p>1 農業機械の購入及びリース導入による対象機械 トラクター、トラクターアタッチメント、マルチャー、施肥機、播種機、定植機、管理機、防除機、収穫機、トレンチャー、補助暗渠用初穀充填機、サブソイラ、溝掘機、マニュアルスプレッダー等の土壌改良に必要な機械、冷暖房設備、かん水設備、電照設備、乾燥機、養液栽培設備、環境制御機器（炭酸ガス発生装置、温湿度等自動制御機、モニタリング関連機器）等の単収向上及び省力化に必要な機械、調整・選別機（結束機、下葉掻き機、選花機、フラワーバインダー等）、予冷库等の品質保持に必要な設備、その他花きの生産基盤強化等に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材等の導入等 パイプハウス（栽培用・育苗用）資材、収穫期を調整する栽培資材（支柱、被覆資材等）</p>

注）上記に記載のない機械及び資材については、予め知事と協議の上決定する。